

岩泉町定住促進住宅入居者募集要領

町では、町内に居住する若者や移住者、町外からの移住を希望する方に低廉な家賃で賃貸することにより、住宅不足の解消と定住化の促進を図るため、岩泉町定住促進住宅の入居者を募集します。入居を希望する方は、次の事項をよく読んでお申込みください。

1 入居までの流れ

- (1) 申込受付 令和8年5月1日(金)～令和8年5月15日(金)
- (2) 抽選会(予定) 令和8年5月下旬頃 ※申込まいただいた方に別途ご案内します。
- (3) 入居許可証の通知
- (4) 入居の手続き(入居許可証の交付日から10日以内)
- (5) 入居可能日の通知
- (6) 入居(入居可能日から10日以内) ※7月上旬頃から入居可能

2 入居者募集住宅

- (1)和川原定住促進住宅C棟2号室

場 所	岩泉町岩泉字和川原 18 番地1
募集戸数	1戸(単身用)
構 造	木造平屋建て 1LDK (H29年建築)
家 賃	月額 28,000円
敷 金	84,000円(家賃の3箇月分)

3 申込みできる方

以下に掲げるすべての要件を備える方が申込することができます。

- (1) 町内に定住する意志があり、自ら居住するための住宅を必要としている方。※1
- (2) 申込み時点で「町内在住の40歳未満の方」、または「当町への移住希望者または移住してから3年以内の方」。※2
- (3) 入居後、町内に住民登録ができる方
- (4) 家賃や敷金の支払いが確実な方
- (5) 市町村税の滞納がない方
- (6) 暴力団員でない方

※1 社宅・寮に住んでいる方、会社から借上住宅等が与えられている方は対象になりません。

※2 「移住」には所属企業等の業務命令に基づく転勤や関連企業への赴任を含みません。

4 申込み受付期間及び申込み先

- (1) 申込受付期間:令和8年5月1日(金)～5月15日(金) (土・日・祝祭日を除く)
- (2) 申込受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申 込 先:〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5
岩泉町役場 地域整備課 住宅対策室

- (4) 内覧について:受付期間中、平日9時～16時までの間で内覧が可能です。希望する方は、3日前までに担当課にご連絡ください。

5 申込みに必要な書類

- (1) 岩泉町定住促進住宅入居申込書
- (2) 入居申込者及び同居親族の住民票の写し(本籍地・続柄が記載されたもの。)
- (3) 入居申込者及び同居親族の所得を証明する書類
 - ・所得課税扶養証明書または年末調整済みの源泉徴収票の写し等
 - ※ただし、扶養されている方の分については、扶養している方の証明書中に氏名が記載されていれば提出不要です。
- (4) 入居申込者及び同居親族の市町村税の納税証明書または町税の滞納がないことの証明書
 - ※5(3)で扶養されている方の分は提出不要です。
- (5) その他町長が必要と認める書類。

【留意事項】

- ・必要書類が揃っていない場合は、受付できません。
- ・転入後1年未満の方など、前住所地から証明書を取り寄せる必要がある場合があります。
- ・各証明書は、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。
- ・申込資格の確認のため、上記以外にも別途書類を用意していただく場合があります。
- ・ご提出いただいた書類は、返却いたしません。

6 入居者の決定

申込み受付期間終了後、申込資格審査を経て、資格が認められた人数が募集戸数を超える場合は、申込者による抽選で入居者を決定します。抽選となる場合は、別途申込者に案内を送付します。※資格がないと認められる方は抽選に参加することはできません。

7 その他

- (1) 住宅(敷地)内でペットを飼育しないでください。
- (2) 入居者として決定した際は、期限内に所定の手続きをお願いいたします。
【※独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入があり、市町村税を滞納していない連帯保証人が必要になります。(定住促進住宅等に入居している方または入居予定の方は連帯保証人にはなれません。)また、連帯保証人の各種証明書を提出していただきます。】

8 お問い合わせ先

岩泉町役場 地域整備課 住宅対策室 (電話:0194-22-2111 内線 548)